

しんとみ

広報

お知らせ版 No. 1

令和元年11月25日発行 (次号12月10日)

編集:総務課(担当:二川 智南美 33-6002)

※記事の内容については、各課等へお問い合わせください。

<http://www.town.shintomi.lg.jp/>

本紙は、ホームページからダウンロードできます。

豊緑園が準グランプリ獲得!



地方に眠るおいしい商品やユニークな体験を発掘、国内外に発信する「にっぽんの宝物グランプリ 宮崎県大会」が開かれ、豊緑園の飲める素材で作った入浴剤「肌のごちそう-ほっこり茶の湯」が準グランプリに、キムラ漬物宮崎工業の「旨しょうゆ発酵だいこん」が審査員特別賞を受賞しました。

お知らせ

町民課窓口の夜間・休日開庁のお知らせ

マイナンバーカードの申請や受け取りの機会を拡大するため、町民課窓口を夜間と休日に下記のとおり開庁いたします。詳しくは、町民課までお問い合わせください。

○夜間：毎週木曜日 17:30～19:00

○休日：毎月第2日曜日 8:30～12:00 (翌日が祝日の場合は、前日の土曜日)

12月8日(日)

1月11日(土) ※2月以降は後日広報します。

マイナンバーカードの申請・受け取り以外に行う業務は次のとおりです。

- ・住民票、戸籍謄抄本の発行
- ・印鑑登録及び証明 (税関係の証明発行は行いません)

問合せ：町民課
(担当) 甲斐義人

☎33-6071

お知らせ

新富町プレミアム付商品券について

消費税増税対策として新富町プレミアム付商品券を販売しています。商品券を購入できる対象者の方には申請書を送付しておりますので、購入を希望する場合は申請書をご提出ください。

○次の要件をすべて満たしている方が申請が必要な購入対象者です。

①平成31年1月1日現在で、新富町に住民票があった方

②平成31年度分の住民税が課税されていない方

(住民税が課税されている方と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者等は対象外です)

○申請書の提出先：福祉課 プレミアム付商品券係 (問合せ先 ☎32-1515)

○申請書の受付期限：令和元年12月27日(金)

※子育て世帯の購入対象者は申請が不要で、すでに購入引換券を送付しております。

商品券の販売については、新富町商工会 (☎33-1231) で行っています。

○販売日及び時間：平日・日曜日 9:00～16:00 (土曜日は販売を行っていません)

○商品券購入期限：令和2年1月17日(金) ※日曜日の販売は12月22日が最後です。

○商品券使用期限：令和2年1月31日(金)

問合せ：産業振興課
(担当) 川野尊世 ☎33-6029

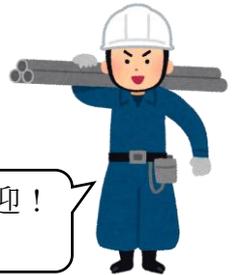
一般社団法人宮崎県建設業協会では、深刻な人材不足に陥っている建設労働者の育成・確保を図るため、宮崎県内における建設労働者緊急育成支援事業に取り組んでいます。つきましては、下記の通り訓練生を募集いたします。

問合せ：一般社団法人宮崎県建設業協会 ☎0985-65-5864

【第2回ケンセツ総合講座】

- 対象者：未就職者、離転職者、新卒者、未就職卒業生などの求職活動者で宮崎県内での就職を希望する方
- 申込締切：令和2年1月10日（金）
- 訓練内容：最初に5業種（塗装、内装、とび・土工、型枠、鉄筋）の基礎を学び、その中から自分に合った職種を選択し、それぞれの専門課程で本格的に5日間の実技訓練を受けることができます。さらに、「高所作業車」、「小型移動式クレーン」、「足場の組立て等特別教育」、「玉掛け」の4種類の資格も取得できます。
- 訓練期間：令和2年1月27日～2月29日の間の25日間
- 訓練場所：キャタピラー九州(株)宮崎教習センター、宮崎ユニット工業(株) 他

基礎技能+資格取得+就職支援→すべて無料！ 未経験OK！女性大歓迎！
手に職をもった、専門的な職人を目指そう！



お知らせ

資源物の回収について（毎月第2、4月曜日は資源物の回収日です）

新富町地域婦人連絡協議会では、ごみを減らし、再利用・再資源化を進めていくため、資源物回収を行っています。12月の予定は、次のとおりとなっています。ご協力をお願いします。

- ☆日時 令和元年12月9日（月）、23日（月） 7：00～9：00（時間厳守）
- ☆回収場所 町体育館（正面玄関東側駐輪場）・西体育館・上新田公民館（各駐輪場）
（*雨天時、西体育館は、正面玄関前に移動します）
- ☆収集物 古紙（新聞紙・チラシ）、雑誌、ダンボール、牛乳パック、
雑紙（それぞれ紐で縛ること）
焼酎の紙パックなど内側にアルミ箔が張ってあるものは対象外となりますので
ご注意ください。
- *問合せ先 新富町地域婦人連絡協議会 会長：橋口澄子 ☎33-2514
（生涯学習課） 担当：河野光典 ☎33-1022

お知らせ

令和元年台風第19号災害義援金の受付

令和元年台風第19号は、関東地方・東北地方を中心に東日本各地に甚大な被害をもたらした多くの命が犠牲となりました。今もなお厳しい生活状況に直面している被災された方々を支援するため、下記のとおり義援金を受け付けています。

皆さまの温かいご支援をよろしくお願ひいたします。

- 義援金名称：令和元年台風第19号災害義援金
 - 受付期間：令和2年3月31日（火）まで
 - 受付場所：新富町役場福祉課、新田支所、上新田サービスコーナー、総合交流センターきらり
- ※義援金受付口座へ直接振込も行えます。詳しくは福祉課までお問い合わせください。

問合せ：福祉課
わたなべかよこ
(担当) 渡邊佳代子 ☎33-6382

- 期日・場所：令和2年5月10日（日） 宮崎県総合運動公園ほか オープン競技は別日別会場
 ○参加資格：令和2年4月1日現在、13歳以上で県内に居住し、身体障害者手帳、療育手帳もしくは精神保健福祉手帳の交付を受けた方又は手帳取得の対象に準ずる障害のある方
 ○申込方法：新富町役場 福祉課までご連絡ください。
 ○募集期間：令和元年12月5日（木）～令和2年1月23日（木）
 ○開催競技等

問合せ：福祉課
くろぎりさ
 (担当)黒木莉沙 ☎33-6382

開催競技		身体障がい者の部	知的障がい者の部	精神障がい者の部	競技会場
個人種目	陸上競技	○	○		県総合運動公園陸上競技場
	水泳	○	○		県総合運動公園室内プール
	卓球	○	○	○	県総合運動公園体育館・トレーニング場
	アーチェリー	○			県総合運動公園武道館弓道場
	フライングディスク	○	○		県総合運動公園運動広場
	ボウリング		○		宮崎エースレーン
団体種目	バレーボール			○	県青島青少年自然の家 体育室
	ミニバレーボール			○	県体育館
	グラウンド・ゴルフ			○	県総合運動公園 木の花ドーム
	ボッチャ	○※1			宮崎市青少年プラザ体育館

※1 身体障害者（肢体不自由）で車いす・立位のみの競技とする。

- ・車椅子バスケットボール、バスケットボール（知的）、バレーボール（聴覚、知的）、グラウンドソフトボール（視覚）の4競技はオープン競技として開催します。
- ・身体障がい者の部では、障害区分によって出場できる競技種目が決まっています。
- ・大会当日、選手の氏名や障害・年齢区分、写真、映像などがテレビや新聞等で報道されることがあるほか、大会プログラムなどにも掲載されますので、ご了承の上、申し込みください。



お知らせ

親亡き後を考える家族相談室の開催

自分（親）たちがいなくなったら……、自分（親）たちが事故や病気で面倒を見られなくなったら……。障がいのある子どもをもつ親にとって、親亡きあと子どもの生活がどうなるのかは大きな心配ごとです。

ふたば家族会では、障がいのある方の家族やボランティアなどが集まり、悩みや心配事を共有したり、相談しあったりしています。同じ障がいのある子どもをもつ親として、他の家族はどう対応しているか話を聞いてみませんか？ 相談は無料で秘密は守られます。

- 日 時：12月10日（火）10：30～12：00
 ○場 所：新富町総合交流センターきらり 1階グループワーク室
 ○対象者：障がい（心の病や発達障がい・引きこもりなど）のある方の親・兄弟・近親者など

問合せ：福祉課
おちあいゆき
 (担当)落合祐希 ☎33-6382

障害者基本法では、12月3日から12月9日までの1週間を「障害者週間」と定めています。行政機関や福祉関係事業者、当事者団体等がこの期間における障がい者への積極的な理解促進や普及啓発活動に取り組んでいます。

障害者週間とは

障害者基本法では、その理念として、すべての障がいのある方の「個人の尊厳の重視とその尊厳にふさわしい生活の権利の保障」、「社会構成員のひとりとしての社会、経済、文化等のあらゆる社会活動の参加の保障」を宣言し、「何人も、障害を理由として差別、その他の権利利益侵害を犯してはならない」ことを明確にしています。

国民の間に広く障がい者の福祉について、関心と理解を深め、障がい者があらゆる社会活動へ参加する意欲を高めることを目的に、その取組の一つとして、同法第9条により障害者週間の趣旨や期間等が定められています。当期間中、国・地方公共団体・民間関係団体等において、様々な意識啓発に係る活動が展開されることとなります。

(参考：内閣府ホームページより「障害者施策」)

12/3～12/9

障害者週間制定までの経緯

- ・国連総会にて「障害者の権利宣言」が採択される。(昭和50年12月9日)
- ・国際障害者年推進本部が12月9日を「障害者の日」とすることを決定。(昭和56年)
- ・国連総会にて「障害者に関する世界行動計画」が採択。(昭和57年12月3日)
- ・国連総会にて上記計画の策定を記念し、12月3日を「国際障害者デー」とすることを宣言。(平成4年)
- ・日本でも、障害者基本法が成立し、12月9日を「障害者の日」とすることが規定される。(平成5年)
- ・障害者基本法改正。12月9日を「障害者の日」と定めていた規定を12月3日から12月9日までを「障害者週間」とする規定に改正。(平成16年)

新富町における取組について

新富町では、障害者基本法、政府の「障害者基本計画」等を踏まえ、障害者週間中の広報活動(広報車による町内巡回、庁舎内の専用掲示ブース設置など)を実施いたします。地域のすべての方が相互に人格と個性を尊重し支え合う「地域共生社会」の実現に向け、今年も上記のような取組を行ってまいります。

★★★ どうぞお気軽にお問い合わせください。★★★

新富町役場 福祉課 社会福祉係
電話 (0983) 33-6382

